

**対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成十四年三月六日総務省令第二十四号) ※抜粋**

最終改正:平成二四年三月二七日総務省令第一七号

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第五条及び第五条の二の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令を次のように定める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 対象火気設備等に関する基準(第三条—第十七条)

第三章 対象火気器具等に関する基準(第十八条—第二十一条)

附則

**第一章 総則**

(趣旨)

**第一条** この省令は、消防法施行令(以下「令」という。)第五条及び第五条の二の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象火気設備等 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号。以下「法」という。)第九条に規定する火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって、次条に定めるものをいう。
- 二 対象火気器具等 法第九条に規定する火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、第十八条各号に掲げるものをいう。
- 三 不燃材料 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第二条第九号に規定する不燃材料をいう。
- 四 準不燃材料 建築基準法施行令(昭和三十五年政令第三百三十八号)第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。
- 五 耐火構造 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。
- 六 建築物等 令第五条第一項第一号に規定する建築物等をいう。
- 七 建築設備 建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。
- 八 配管設備等 建築設備のうち、火を使用する部分及び燃料タンクを除いたものをいう。
- 九 入力 対象火気設備等の最大の消費熱量をいう。

## 第二章 対象火気設備等に関する基準

### (対象火気設備等の種類)

**第三条** 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

一 炉

二 ふろがま

三 温風暖房機

### **四 厨房設備**

五 ボイラー

六 ストーブ(移動式のものを除く。以下同じ。)

七 乾燥設備

八 サウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。)

九 簡易湯沸設備(入力が十二キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。)

十 給湯湯沸設備(簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。以下同じ。)

十一 燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。)

十二 ヒートポンプ冷暖房機

十三 火花を生ずる設備(グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。以下同じ。)

十四 放電加工機(加工液として法第二条第七項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。)

十五 変電設備(全出力二十キロワット以下のもの及び第二十号に掲げるものを除く。以下同じ。)

十六 内燃機関を原動力とする発電設備

**十七 蓄電池設備(四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)**

十八 ネオン管灯設備

十九 舞台装置等の電気設備(舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備をいう。以下同じ。)

二十 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)に充電する設備(全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)

(火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合)

**第四条** 令第五条第一項第一号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要

な部分を準不燃材料で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合とする。

**(火災予防上安全な距離)**

**第五条** 令第五条第一項第一号の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

- 一 別表第一の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 二 電気を熱源とする対象火気設備等のうち、別表第二に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 三 対象火気設備等の種類ごとに、それぞれ消防庁長官が定めるところにより得られる距離

### 第三章 対象火気器具等に関する基準

**(対象火気器具等の種類)**

**第十八条** 令第五条の二第一項 の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる器具とする。

- 一 気体燃料を使用する器具
- 二 液体燃料を使用する器具
- 三 固体燃料を使用する器具
- 四 電気を熱源とする器具

**(火災予防上安全な距離)**

**第二十条** 令第五条の二第一項第一号 の総務省令で定める火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が認める距離以上の距離とする。

- 一 別表第一の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 二 電気を熱源とする対象火気器具等のうち、別表第二に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 三 対象火気器具等の種類ごとに、消防庁長官が定めるところにより得られる距離

**別表第一**（第五条、第二十条関係）※抜粋

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別					離隔距離 (cm)					備考
					入力	上方	側方	前方	後方	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付きこんろ	14kW 以下	100	15 注 4	15	15 注 4	注 4: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注 4	15	15 注 4	
		不燃	開放式	ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの	使用温度が 800℃以上のもの			—	250	200	300	200	
		使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの			—	150	100	200	100	
		使用温度が 300℃未満のもの			—	100	50	100	50	
	調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kW 以下	100	15	
卓上型こんろ (2口以上)、卓上型グリル付こんろ						14kW 以下	100	15 注 4	15	15 注 4

調理器具	不燃以外	開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW 以下	100	15	15	15
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7 kW 以下	50	4.5	4.5	4.5
					卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 kW 以下	15	4.5	4.5	4.5
	不燃	気体燃料	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kW 以下	80	0	—	0	
				卓上型こんろ (2口以上)、卓上型グリル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	
		開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW 以下	80	0	—	0
				加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7kW 以下	30	4.5	—	4.5
	卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7kW 以下	10		4.5	—	4.5			

「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

**別表第二**（第五条、第二十条関係）※抜粋

対象火気設備等又は対象火気器具 等の種別			入力	離隔距離（cm）				備考
				上方	側方	前方	後方	
電磁誘導 加熱式調 理器	不燃以外	こんろ 形態の もの	4.8kW 以下 （1口当たり 3kW 以下）	100	2	2	2	注2：機器本体上 方の側方又は後 方の離隔距離（発 熱体の外周から の距離）を示す。
				—	10 注2	—	10 注2	
	不燃	こんろ 形態の もの	4.8kW 以下 （1口当たり 3kW 以下）	80	0	—	0	
				—	0 注2	—	0 注2	

「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。